

知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（財関第351号）

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 輸入差止申立ての審査</p> <p>3. 総括知的財産調査官による審査</p> <p>上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求める場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、<u>第10号又は第11号</u>に掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税關の本關知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。</p>	<p>第1章 輸入差止申立ての審査</p> <p>3. 総括知的財産調査官による審査</p> <p>上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求める場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税關の本關知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。</p>